

# 津山市ホームページ広告掲載要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、津山市広告掲載要綱（平成19年3月30日津山市告示第198号。以下「要綱」という。）及び津山市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、津山市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

## (掲載の基準)

第2条 掲載することができる広告は、要綱第3条及び基準第3条に適合するものでなければならない。

## (掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市ホームページのエンターページ及び暮らしのトップページとする。

## (規格及び形式)

第4条 広告の規格及び形式は、次に掲げるとおりとする。

規格	形式
縦60ピクセル×横120ピクセル 容量5k b以下	G I F（アニメーション不可）、J P E G又はP N G a l t設定は40文字以内、フォント・色・サイズ等は指定できないものとする。

## (掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は月を単位とし、掲載開始月から24月を超えて掲載することはできない。

## (掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1月当たり5,000円（消費税を含む。）とする。

## (広告掲載の申込み)

第7条 市ホームページへの広告掲載を希望する者は、津山市ホームページ広告掲載申込書（様式1）及び広告の原稿案を、指定する期日までに市に提出しなければならない。

2 同一の者が申し込める広告は、原則1枠とする。ただし、申し込みが募集枠数に満たないときは、複数枠の広告を認めることができる。

## (広告掲載の承認)

第8条 市は、前条第1項の規定による申込書の提出を受けたときは、速やかに審査会に諮り、掲載に係る承認の可否を決定し、広告掲載承認・非承認決定通知書（様式2）により申込者に通知するものとする。

2 市は、申込者に対し、必要があればデザイン素材、ラフ・スケッチその他承諾の可否を判断するための資料の提出を求めることができる。

3 市は、広告の内容、デザイン、リンク先等（以下「広告の内容等」という。）が第2条に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告の内容等の修正を指示できるものと

する。

- 4 申込者は、前項の規定による指示を受けたときは、速やかに広告内容を修正し、指定する期日までに市に提出し、審査を受けるものとする。

#### (広告の製作)

第9条 前条第1項の規定により承認を受けた者（以下「広告主」という。）は、承認を受けた広告の原稿を市が指示する方法により、指定する期日までに市に提出しなければならない。

- 2 第7条第1項に規定する広告の原稿案並びに前項に規定する広告の原稿を作成する費用は、広告主の負担とする。

#### (内容等の変更)

第10条 広告主は、月単位で当該広告の内容等を変更することができる。

- 2 前項の規定による変更をしようとする広告主は、変更を希望する月の前々月の末日までに、津山市ホームページ掲載広告変更申込書（様式3）を提出し、承認を得るものとする。
- 3 前項の場合において、リンク先のページのアドレスが変わったことによる変更のみの場合は、変更を希望する日の7日前（市役所の閉庁日を除く。）までに、津山市ホームページ掲載広告変更申込書を提出し、承認を得るものとする。

#### (広告掲載の承認の取消し)

第11条 市長は、要綱第8条第1項の規定により広告掲載の承認を取消す場合、次に掲げる事項を広告主に通知するものとする。

- (1) 取消し年月日
- (2) 取消しの理由
- (3) 削除の期限
- (4) 審査会が定める広告掲載申込み期間
- (5) その他必要な事項

- 2 前項の場合において、市は当該広告を削除することができるものとする。

#### (広告掲載の取消し)

第12条 要綱第8条第1項第2号の規定による広告掲載が適当でないと市長が認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第8条第3項による広告内容の修正を広告主が行わないとき。
- (2) 市の助言又は指導に広告主が従わないとき。
- (3) 基準第3条第2項に規定する申込者になることができないことが判明したとき。
- (4) その他、広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市が判断したとき。

#### (広告掲載料の還付・減額)

第13条 要綱第9条の規定による市長が相当の理由があると認める場合とは、次に掲げるものとする。

- (1) 広告媒体の事業が廃止となった場合
- (2) 市の故意又は過失により、広告掲載の全部又は一部が不能となった場合

- 2 前項各号に掲げる事由に該当する場合は、受領済みの広告料の全部又は一部を還付することができる。
- 3 第1項各号に掲げる事由に該当する場合は、残契約期間における広告料を減額することができる。

(広告掲載取り下げの申し出)

第14条 広告主は、津山市ホームページ掲載広告取り下げ申出書(様式4)の提出により、広告掲載の取り下げを申し出ることができる。この場合において、原則として、掲載前の広告は掲載予定日の1カ月前まで、掲載中の広告は掲載終了予定日の1カ月前までに申し出なければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

津山市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

津山市長 様

申込者

住所(事業所所在地)

氏名(事業所名)

代表者(役職名・氏名)

印

担当者氏名

電話

FAX

津山市ホームページ広告掲載要領第7条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、津山市広告掲載基準及び津山市広告掲載要領の内容を遵守します。

記

掲載希望月	年 月 ~ 年 月									
リンク先URL										
alt (40文字以内)										

※広告の原稿案(画像データ(GIF、JPEG又はPNG))を提出すること。

(様式2)

年 月 日

様

津山市長

印

広告掲載承認・非承認決定通知書

上記申請について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

- 承認
- 非承認

【※承認の場合】

- 掲載期間が単年度の場合: また、年 月 日までに、同封の納入通知書により、掲載料 円を指定の場所でお支払いください。
- 掲載期間が複数年度の場合: また、納入通知書を送付するので、掲載料を次のとおり指定の場所でお支払いください。

掲載月	金額	納入期限
年 月 ~ 年 月分	円	年 月 日
年 月 ~ 年 月分	円	年 月 日
年 月 ~ 年 月分	円	年 月 日

(様式3)

津山市ホームページ掲載広告変更申込書

年 月 日

津山市長 様

申込者

住所（事業所所在地）

氏名（事業所名）

代表者（役職名・氏名）

印

担当者氏名

電話

F A X

津山市ホームページ広告掲載要領第10条第2項の規定により、下記のとおり掲載広告の変更を申し込みます。

記

変更希望期間	年 月 ～ 年 月										
変更後の内容（変更を希望する項目に○を付け、変更後の内容を記載してください）											
リンク先URL											
alt (40文字以内)											
広告の原稿	画像データ〈G I F、J P E G又はP N G〉を提出すること。										

年 月 日

様

津山市長

印

掲載広告変更承認・非承認決定通知書

上記申請について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

承認（変更月： 年 月）

非承認

(様式4)

津山市ホームページ掲載広告取り下げ申出書

年 月 日

津山市長 様

申込者

住所（事業所所在地）

氏名（事業所名）

代表者（役職名・氏名）

印

担当者氏名

電話

F A X

津山市ホームページ広告掲載要領第14条の規定により、掲載中の広告について下記のとおり取り下げます。

記

取り下げる広告	年	月	日付で承認を受けた広告
掲載終了予定日	年	月	日